

令和4年度甲斐市立地適正化計画策定業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、甲斐市（以下「甲」という。）が委託する「令和4年度甲斐市立地適正化計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

本格的な人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、持続可能な安心・安全に暮らせるまちづくりを目指すことが求められている。

本業務は都市機能や居住機能を集約した複数の拠点を公共交通でつなぐ集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）を推進するため、具体的な居住誘導区域・都市機能誘導区域や、誘導施設・誘導施策等の設定、頻発化する災害に対応するための防災指針を示した、都市再生特別措置法に基づいた甲斐市立地適正化計画を策定することを目的とする。

3 履行期限

契約締結の日から令和5年3月24日

4 対象区域

甲府都市計画区域と韮崎都市計画区域を基本とし、必要に応じて甲斐市市内の都市計画区域外も含むとする。

5 関係法令・計画等

本業務は次に掲げる関係法令及び計画に準拠して実施するものとする。

(1) 関係法令

- 1 都市計画法
- 2 都市再生特別措置法
- 3 甲斐市諸規則
- 4 その他関係法令通達等

(2) 関係計画

- 1 第2次甲斐市総合計画（後期基本計画）
- 2 甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 3 甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）
- 4 甲斐市国土強靱化地域計画
- 5 山梨県都市計画マスタープラン
- 6 都市計画区域マスタープラン（甲府盆地7都市計画）
- 7 その他甲斐市関係計画等

6 協議

本業務の実施にあたり、目的・工程・調査方法・資料収集・成果等の方法について、甲と受託者（以下「乙」という。）で十分協議を行って業務を進めるものとする。

7 技術者

乙は次の条件を満たす管理技術者、照査技術者を配置すること。

(1) 管理技術者

- ・技術士（総合技術管理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有すること。

(2) 照査技術者

- ・管理技術者と同様の資格又は業務経験を有していること。

8 貸与資料及び資料管理

本業務策定上必要とする資料は、甲と乙間で協議のうえ決定し、甲が貸与する。また、甲より貸与される資料については、乙はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・紛失・盗難等の事故の内容に取り扱うものとする。

9 提出書類

乙は、甲が指定した様式により契約締結後に関係書類を甲に遅延なく提出しなければならない。また、様式が定められていないものは乙において様式を定め、提出するものとする。ただし、甲が様式を指定した場合は、これに従わなければならない。

10 秘密の保持

乙は、甲斐市個人情報保護条例及び甲斐市情報セキュリティ規則を遵守するとともに、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

11 検査

乙は、業務完了後に甲の検査を受けるものとし、甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

12 不備訂正

本業務の成果品の納入後においても不良箇所又は不適合な部分が発見された場合には乙の責任において速やかに訂正、補充するものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

13 業務内容

(1) 計画準備

本業務にあたり、国土交通省作成の「立地適正化計画作成の手引き」、「都市構造の評価に関するハンドブック」等を参考に業務計画書を作成するとともに、策定スケジュール、必要資料等について整理を行う。

(2) 上位・関連計画の整理

上位計画である「第2次甲斐市総合計画（後期基本計画）」や関係計画である「甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）」などの本業務に関する計画や資料の情報収集を行い、それらの整理及び分析を行う。

(3) 都市の現状及び将来の見通しに関する都市構造上の課題の抽出

都市計画基礎調査及び国勢調査などの各種統計調査及び既存アンケート調査結果、又、リニア中央新幹線や新山梨環状道路 IC 施設の整備が予定されているため、市内の幹線道路網の交通量の推計及び将来交通需要推計等を調査し、甲斐市の都市構造に関する各種基礎的データの収集を行い、現状を整理・分析し、課題を明らかにする。

(5) 市民アンケートの実施

本計画に市民の意見を反映させるため、アンケート調査を実施し、住民の意向を抽出・整理・分析を行う。なお、アンケート調査は無作為に抽出した2,000人を対象とし、郵送にて調査・回収を行う。

(6) 基本方針の検討

上記(2)から(5)の結果を踏まえ、具体的な目標を定めた、まちづくりの方針(ターゲット)及び目指すべき都市の骨格構造の検討を行う。

(7) 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討

上位計画との整合性や、目指すべきまちづくりの方針を基に、課題解決のための施策及び誘導方針（ストーリー）を検討する。

(8) 誘導区域及び誘導施設の検討

- ①まちづくりの方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）を基に、拠点ごとに必要となる機能や区域の規模等を整理した上で、都市機能誘導区域を検討する。
- ②人口動態・土地利用・災害リスク・公共交通の利便性等を総合的に勘案し、居住誘導区域を検討する。
- ③市民の生活利便性及びまちづくりの方針等を踏まえ、誘導施設として設定すべき施設を検討する。

(9) 関係会議運営支援

次の会議の資料作成を行うとともに必要に応じて会議に出席し運営支援を行う。

また、出席した会議については議事録を作成して提出すること。

①関係課ヒアリング（全1回）

②庁内検討会（全1回）

③策定委員会（全2回）

14 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| ①業務報告書（A4 ファイル綴じ） | 2部 |
| ②上記報告書及び使用図面等の電子データ | 一式 |